

令和4年度中込地区中央グリーンモール及びサングリモ中込再整備事業  
基本設計業務に係る公募型プロポーザル 審査委員会 設置要領

(設置)

第1条 令和4年度 中込地区中央グリーンモール及びサングリモ中込再整備事業基本設計業務に係る公募型プロポーザル（以下「企画提案」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和4年度 中込地区中央グリーンモール及びサングリモ中込再整備事業基本設計業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領等の承認に関すること
- (2) 最優秀提案者及び次点者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員5人で組織する。

**非公表**

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から企画提案の審査及び評価の終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(責務)

第8条 委員は、プロポーザルの参加者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、建設部都市計画課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月4日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。